

第 2 章

表計算ソフトウェア：少し複雑な処理 (lookup 関数, 絶対参照)

旧練習問題 S106

1 練習問題 S106prev-1

給与所得者の所得税, 児童手当 (こども手当) の計算を行ってみます. 実際には, これ以外のさまざまな控除などの計算項目がありますが, おおざっぱな計算をします.

この表は, [テキストのページ](#)からダウンロードできます (S106prev.xlsx(所得税と児童手当 (こども手当))).

	A	B
1	入力エリア	
2	給与収入金額	9400000
3	社会保険料の支払金額	500000
4	特別扶養親族人数(19歳以上23歳未満)	0
5	控除対象扶養親族人数(16歳以上,除:特定扶養親族)	0
6	所得金額0の配偶者有無	1
7	3歳未満の子ども	0
8	3歳以上小学校修了前(第1子,第2子)	0
9	3歳以上小学校修了前(第3子以降)	0
10	中学生	2
11		
12	扶養親族等の数	3

図1 所得税の計算

1.1 入力エリアと扶養親族等の数の計算

給与収入金額 名目上支払われた給与の総額

社会保険料の支払金額 健康保険, 厚生年金, 国民年金など

特別扶養親族人数 19歳以上23歳未満の扶養親族の人数

控除対象扶養親族人数 16歳以上の扶養親族数(除:特定扶養親族)

所得金額0の配偶者有無 有り1, 無し0.

3歳未満の子ども 3歳未満のこどもの人数

3歳以上小学校修了前(第1子, 第2子) 3歳以上かつ小学校修了前のこどもの数. 最大2人

3歳以上小学校修了前(第3子以降) 3人以上3歳以上小学校修了前のこどもがいる場合, その数から2を引いた人数

(例：3歳以上小学校修了前のこどもが4人いる場合，2).

中学生 中学生の数

扶養親族等の数 B4 から B10 までの合計を計算式で記入

	A	B
14	給与所得控除の計算	
15	給与収入金額	9400000
16	給与所得控除の率	0.1
17	給与所得控除の加算額	1200000
18	給与所得控除額	2140000
19		
20	所得金額(給与収入金額-給与所得控除額)	7260000

図2 給与所得控除の計算

1.2 給与所得控除の計算

表1 給与所得控除額の計算(2016年)

給与収入金額	率	加算金額
0 ~ 1,625,000	0%	650,000
1,625,000 ~ 1,800,000	40%	0
1,800,000 ~ 3,600,000	30%	180,000
3,600,000 ~ 6,600,000	20%	540,000
6,600,000 ~ 10,000,000	10%	1,200,000
10,000,000 ~ 12,000,000	5%	1,700,000
12,000,000 ~	0%	2,300,000

計算給与所得控除は、給与所得者の概算の経費です。

給与収入金額 (B15) 入力エリアの給与収入金額の複写 (B2 のセルと同じ値にします。=B2 とします)。

給与所得控除の率 (B16) VLOOKUP 関数を使って求めます。表 1 に対応する表をあらかじめ作っておきます。

給与所得控除の加算額 (B17) VLOOKUP 関数を使って求めます。

給与所得控除額 (B18) 給与所得控除額 = (給与収入金額 × 率) + 加算金額 で求めます。

	A	B
21	所得控除の計算	
22	社会保険料控除	500000
23	配偶者控除	380000
24	一般の扶養控除	0
25	特定扶養控除	0
26	基礎控除	380000
27	合計(所得から差し引かれる金額)	1260000

図3 所得控除の計算

1.3 所得控除の計算

所得控除は、所得税を計算するときに、所得から差し引かれる金額です。

社会保険料控除 (B23) 入力エリアの社会保険料の支払額と同じ値 (=を使った式)

配偶者控除 (B24) 所得金額 0 の配偶者有無が有りならば、380000、無しならば 0(IF 関数)

一般の扶養控除 (B25) 一般の扶養親族は 1 人あたり 380,000

特定扶養控除 (B26) 特定扶養控除は 1 人あたり 630,000

基礎控除 (B27) 380,000 (定数, 数値を入力)

所得から差し引かれる金額 (B28) 社会保険料控除から基礎控除までの合計

	A	B
30	課税される所得金額の計算	
31	課税される所得金額(所得金額 - 所得から差し引かれる金額)	6000000
32	課税される所得金額が負の時は0	6000000
33	課税される所得金額(1000円未満切り捨て後)	6000000

図 4 課税される所得金額の計算

1.4 課税される所得金額の計算

課税される所得金額 (所得金額 - 所得から差し引かれる金額) 所得金額 - 所得から差し引かれる金額 を計算します。

課税される所得金額が負の時は 0 課税される所得金額が負のときは、0 とします。この欄は、IF 関数を使って「課税される所得金額 (所得金額 - 所得から差し引かれる金額)」が負の時、0 としてください。正のときは、「課税される所得金額 (所得金額 - 所得から差し引かれる金額)」と同じ値にしてください。

課税される所得金額 (1000 円未満切り捨て後) 課税される所得金額の 1000 円未満の端数は切り捨てですので、切り捨ての計算 (第 2 章 1.4 節 (2-7)) をしてください。

これが「課税される所得金額」になります。

	A	B
35	所得税の計算	
36	税率(限界税率)	0.2
37	所得税控除額	427500
38	基準所得税額	772500
39	復興特別所得税額	16222.5
40	所得税額(100円未満切り捨て前)	788722.5
41	所得税額(100円未満切り捨て後)	788700

図 5 所得税額の計算

1.5 所得税額の計算

表 2 所得税額

課税される所得金額	税率	控除額
0 ~ 1,950,000	5%	0
1,950,000 ~ 3,300,000	10%	97,500
3,300,000 ~ 6,950,000	20%	427,500
6,950,000 ~ 9,000,000	23%	636,000
9,000,000 ~ 18,000,000	33%	1,536,000
18,000,000 ~	40%	2,796,000

基準所得税額は、表 2 の数値を用い、

$$\text{基準所得税額} = (\text{課税される所得金額} \times \text{税率}) - \text{控除額}$$

で求めます。税率、所得税控除額は、VLOOKUP 関数を使って求めます。

復興特別所得税額は、基準所得税額の 2.1% です。

	A	B
43	児童手当(こども手当)の計算	
44	所得制限額	7360000
45	3歳未満のこどもへの手当(月額)	0
46	3歳以上小学校修了前(第1子, 第2子)への手当(月額)	0
47	3歳以上小学校修了前(第3子以降)への手当(月額)	0
48	中学生への手当(月額)	20000
49	児童手当計(月額)	20000
50	児童手当計(年額)	240000
51	給与収入額 - 所得税額 + 児童手当	8851300

図6 児童手当(こども手当)の計算

1.6 児童手当(こども手当)の計算

こども手当は、2010年4月から中学生以下のこどもに毎月1万から1.5万円支給される制度でした。2012年4月から、こども手当は児童手当に名称が変わり、所得制限がかかり、所得制限を以上の所得があると給付額が5000円になりました。計算は2014年度の制度で行います。

計算は、月額を12倍して年額で計算してください。

所得制限額 622万 + 38万×扶養親族等の数 (B12)

3歳未満のこどもへの手当 所得金額(B20)が所得制限(B44)未満のとき一人あたり月額15000円、所得金額以上のとき月額5000円

3歳以上小学校修了前(第1子, 第2子)への手当 所得金額が所得制限未満のとき一人あたり月額10000円、所得金額以上のとき月額5000円

3歳以上小学校修了前(第3子以降)への手当 所得金額(B20)が所得制限未満のとき一人あたり月額15000円、所得金額以上のとき月額5000円

中学生への手当 所得金額(B20)が所得制限未満のとき一人あたり月額10000円、所得金額以上のとき月額5000円

児童手当(月額) 児童手当の合計を計算

児童手当 (年額) 児童手当月額を 12 倍して, 年額を計算

給与収入額 - 所得税額 + 児童手当 (年額) 総給与収入額 (B2) から所得税額 (B41) を引き, 児童手当を足した値.

実際の所得税の計算は, さまざまな項目があり本書では簡略化して作成しています. 例えば, [配偶者控除](#)は, 所得金額が 900 万円を越えると段階的に減額され, 1000 万円を超えると 0 になります (本稿では考慮していません). また, 毎年のように変更されています. 所得税の計算方法は, [TAX アンサー](#)などを, 児童手当 (こども手当) については, [川崎市児童手当](#)や[児童手当 Q&A \(厚生労働省\)](#)などをご覧ください.

確認とシミュレーション

- (1) さまざまな給与収入金額, 社会保険料を入力してみて, 計算が正しく行われてるか確認しましょう (一部の入力値と最終結果の例を表 3 に示します.).
- (2) 図 1 の条件で, 給与収入金額を 900 万から 1000 万まで 10 万円毎に変化させ, そのときの所得税額, 児童手当合計, 給与収入額 - 所得税額 + 児童手当を一覧表にしてください.
- (3) (2) で, 給与収入額が増加しても「給与収入額 - 所得税額 + 児童手当」が減少することはありますか? あれば, その原因はどこにあるでしょうか?

表3 一部の入力値と最終結果

入力エリア					
給与収入金額	9,400,000	6,000,000	3,000,000	10,000,000	10,000,000
社会保険料の支払金額	500,000	200,000	150,000	1,000,000	1,000,000
特別扶養親族人数 (19 歳以上 23 歳未満)	0	1	0	0	2
控除対象扶養親族人数 (16 歳以上, 除:特定扶養親族)	0	1	0	0	1
所得金額 0 の配偶者有無	1	0	0	0	1
3 歳未満の子ども	0	1	1	0	0
3 歳以上小学校修了前 (第 1 子, 第 2 子)	0	1	2	0	0
3 歳以上小学校修了前 (第 3 子以降)	0	0	1	0	0
中学生	2	0	0	0	1
結果					
給与収入額 - 所得税額 + 児童手当	8,851,300	6,127,000	3,529,100	9,125,600	9,658,000